

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年10月5日(木) 午後1時33分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 遅刻委員 11番 南 和 弘

5. 会議録署名委員 8番 内 田 裕 夫
9番 小 寺 均

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可）
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
報告第1号	農業用施設（農地法施行規則第29条第1号）の建築の届出について（農業用施設）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、定刻より若干過ぎて申し訳ございません。平成29年第10回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。なお、出席委員につきましては、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(南和弘委員 午後1時34分 入室)

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
(5条許可)
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 報告第1号 農業用施設(農地法施行規則第29条第1号)の建築届出について
(農業用施設)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。8番の内田裕夫委員、9番の小寺委員でございます。よろしくをお願いします。

なお、これより議事進行を、西村職務代理者にお願いをいたしたいと思っております。

(職務代理者)

それでは、会長に代わりまして議事の方を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。これから審議していただく議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見

(職務代理者)

について（５条許可）受付番号１と受付番号２につきましては、●●●●と●●委員に関係する案件ありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に再び入室・着席していただきます。

（●●●●と●●委員 午後１時３６分 退席）

それでは議案第１号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について（５条許可）を議題といたします。受付番号１と受付番号２については、転用事業者が同じですのでまとめて、事務局のほうから説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる９月２５日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- ４番 中西委員
- ６番 上田委員
- ７番 田中会長
- ８番 内田裕夫委員
- ９番 小寺委員
- １１番 南和弘委員

事務局３名と都市整備課１名により実施しております。

それでは、議案第１号受付番号１につきましては議案書１ページから３ページをご覧ください。受付番号１につきましては所有権移転というものでございます。次の受付番号２につきましては賃貸借の契約を結ばれるというような案件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、受付番号２につきましては議案書４ページ

(事務局)

から6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページと2ページをご覧ください。まず1ページにつきましては●●のほうでございます。所有権移転でございまして、上の地図で言いますと真ん中に水路がはしっておりますが、水路から見て西側の農地が●●でございます。

続いて受付番号2につきましては水路から東側、●●●●●●のところでございます。こちらのほうが賃貸借の契約を結ばれるところでございます。写真については2ページ目でございます。

また、意見書(案)についてでございますけど、こちらのほうも合わせてご覧になって審議をお願いします。意見書につきましてはそれぞれ受付番号1、受付番号2で1部ずつホッチキスを左肩につけた物をお配りさせていただいておりますので、そちらの方もご覧ください。

なお、本件につきましては30アール超の転用案件ですので京都府農業会議に対して意見を求めて回答後、意見書を京都府に進達するものでございます。

なお、本日お配りしております右肩に参考資料と書かれた資料のほうもご覧ください。今わたしが申し上げましたとおり、農地転用許可事務の流れと書かれた資料でございます。農地転用につきましては市街化区域外いわゆる調整区域において転用する場合はと上の表の流れとなっております。ここで、申請者から農業委員会に申請書が提出されるわけですが、この上にもっておりますとおり、都道府県農業委員会ネットワーク機構、いわゆる京都府農業会議と言われる所ですが、そちらの方に意見を聴取しなければならないとなっております。これは30アールを超えるような場合は必須ということでございます。

(事務局)

今回の案件につきましては30アールを超えますので、こちらの京都府農業会議のほうに審議が終了後、意見を聴取することとなっています。

次に、農業委員会の意見と京都府農業会議の意見を京都府都道府県知事のほうに意見を付して提出するわけでございます。

さらに、今回の場合は右側でございますとおり、4ヘクタールを超えるような場合に該当しますので、農林水産大臣の協議が必要ということになっています。こちらの協議が終わった後、都道府県知事のほうから申請者に対して許可通知が行われる、という流れになっています。

参考資料の2ページ目をご覧ください。許可方針についてでございます。意見書にもございますとおり、当該地につきましては農地区分は第1種農地ということになっております。第1種農地はこちらに書かれているとおり原則として不許可、ただし公益性の高い事業の用に供する場合等は許可というような形になっています。

今回の場合はこのただし以降に該当するのではないかとということでございます。

具体的に言いますと、2ページ目の下の転用需要に適切な対応と書かれた所の第1種農地などであっても次に該当する場合などには許可の対象とされているというふうになっています。1から8まで色々なパターンがあるわけですが、今回の案件につきましては6に該当するのではないかとこのことでございます。6国道・県道に接して倉庫等の物流業務施設を設置するような場合、というような場合は第1種農地であっても転用できるような場合がございます。今回の場合でしたら、国道1号線等に接しておりますのでこれに該当するのではないかとこのことでございます。

それでは職務代理者、よろしく申し上げます。

(職務代理者) それでは、現地調査報告を調査委員の方から説明願います。

(●●委員) 議案第1号受付番号1と受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(職務代理者) それでは、議案第1号受付番号1と受付番号2の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1と受付番号2に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府農業会議に意見を求め回答を得た後、京都府に進達します。

これより議事進行を、会長に戻します。

(●●●●と●●委員 午後1時45分 入室)

(会長) それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)」を議題とします。

受付番号34について、事務局説明願います。

(事務局) 議案第2号受付番号34について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日10件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色

- (事務局) の用紙の内容により審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号34の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第2号受付番号34の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- はい、●●●委員
- (●●●委員) これ、お茶の作付けですね。お茶の。
- (事務局) はい。お茶の作付けでございます。
- (●●●委員) コンバインとか、ああいうのなんているんや。持ってるもんで。何でも書いたらええのとちがうやろ。
- (事務局) 農機具所有状況につきましては、ここの農地を耕作するのに必要な農機具を書いているのではなくて、全ての耕作に対して、ここに書いています耕作面積21,076に対してこのような農機具を所有していると、というような意味合いで記載させていただいてもらっています。
- (●●●委員) ほんならトラクター、コンバインとかやったら田植えするのか。

(事務局長)

今回●●さんにつきましては、田も所有されてお
りまして、●●●●●のとなりであったりとか。水
稲もされているというところで農業経営の状況等
につきましては2町ほどございますが。水稻の農地、
また茶の作付けをメインにされているというところ
で、農業経営の状況として全て書かせていただい
ているというところでございます。

(●●●委員)

お茶の道具がなんも書かれてない。

(●●●委員
員)

お茶の道具が書いてへんのはおかしいなあ。

(事務局長)

お茶につきましては自社で製茶されておりますの
で、蒸し器であったり全ての施設が整えられてい
るというところで。そのあたりは割愛しているところ
ではございますが、おっしゃっていただいていると
おり、お茶の道具一式はお持ちだというところでは
ございます。

(会長)

●●●委員、よろしいですか。

(●●●委員)

結構です。

(会長)

他に何かございませんか。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3
4の可否について、可とすることに賛成の委員さん
の挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは受付番号35について事務局説明願いま
す。

(事務局)

議案第2号受付番号35について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号35の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号35の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号35の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。
次に、議案第2号受付番号36、受付番号37は、借り手が同じですのでまとめて報告願います。事務局説明願います。

(事務局)

議案第2号受付番号36について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、受付番号37について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

- (事務局) 会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号36、受付番号37の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第2号受付番号36、受付番号37の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号36、受付番号37の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定します。
それでは受付番号38について事務局説明願います。
- (事務局) 議案第2号受付番号38について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号38の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号38の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号38の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは受付番号39について事務局説明願います。

(事務局)

議案第2号受付番号39について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号39の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号39の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号39の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

次に、議案第2号受付番号40、受付番号41は、借り手が同じですのでまとめて報告願います。事務局説明願います。

(事務局)

議案第2号受付番号40について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

また、受付番号41について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号40、受付番号41の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第2号受付番号40、受付番号41の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号4

- (会長) 0、受付番号41の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定します。
それでは受付番号42について事務局説明願います。
- (事務局) 議案第2号受付番号42について議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号42の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、一部草が生えていました。
- (会長) 議案第2号受付番号42の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- はい、●●●委員。
- (●●●委員) 一部草が生えてたというのはどんな程度ですか。耕耘でなおる程度やったらそんで良いんですけども。
- (事務局) おっしゃるとおり、耕耘入れたらなおる程度でございませうけれども、こちらちょっと写真が見にくくて申し訳ないんですが、ねぎが作付けされておりまして、ねぎと一緒に草が生えておったというような

- (事務局) 状況でした。現地調査終了後、すぐに所有者に問い合わせたところ、草と一緒に今、収穫の最中であるというような報告を受けています。
- (会長) よろしいですか。その他、ございませんか。
- ご意見ご質問ないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第2号受付番号42の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定します。
- それでは受付番号43について事務局説明願います。
- (事務局) 議案第2号受付番号43について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
- 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。
- 会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号43の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
- 本件の該当地については、草が生えていました。
- (会長) 議案第2号受付番号43の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- (事務局長) 事務局から補足を。

(会長) では、事務局から補足をお願いします。

(事務局) 本案件につきましては、議案書右の備考欄にありますように、新規設定というような案件でございます。本農地につきましては現地調査時は草が生えておりましたけれども、新たに●●さんの方から農地を借りられて、草を刈られて耕作、野菜作付けをされるという風にお伺いしています。

(事務局長) さらに補足させていただきますと、この●●●●●●の北側部分について、農地が遊休地化しているというような状況で、今回の新たな借り手の●●さんが遊休の農地を探されまして、また所有者の方と話をされたというところで、遊休地の解消をしていくということで、今回農地としての利用を進めていきたいという思いで申請をされておりました、今回の利用権の設定に至ったというところでお聞きしておりますので補足させていただきます。

(会長) 事務局より補足がございましたけど、何かご意見ご質問ございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員) 参考に聞きたいんですけどね、この利用権の設定の貸し手ね、いわゆる●●●●●●の●●さんということなんやけど。その人は、久御山町に他にも持たれているんですか。持ってたらかんな状態で放つてあるんとかやうかなと思ってね。

(事務局) この●●さんにつきましては、ここだけの農地になっております。

(●●委員) 結構です。

(会長)

よろしいですか。そのほかございませんか。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号43の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

それでは、報告第1号受付番号1農業用施設（農地法施行規則第29条第1号）の建築届出について（農業用施設）を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

（審議の前に、農業用施設について説明）

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

本件については、9月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問が、ないようなので、続きまして受付番号2を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

本件については、9月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号2の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

農業用の倉庫とあるんですけど、これ建った後、確認を確実にやっていかんとまた違う転用にされる場合もあるので、注意してほしいなと思うんですけど。農業用というのは、あくまでも農業用で申請しておいて、何を置かはるんやというのはようけ、今までからあって、そのまま通るということやったらいかん思て。その現地確認は、建てはってからの結果、結果報告ですか、それはいただけるようにしとかんと。建てても良いつて言つて建てたら、何に使わはつても関係ないというのではいかんと思うので。ちょっと注意願います。

(会長)

今までもね、そういう案件が見受けられるということでございます。今後は建築された後には、確認の方してもらおうと、事務局の方で確認をするというのどうですか。町として。

(事務局長)

行くことはやぶさかではないんですけど。

(会長)

地域の委員さんもまた通られるときには、確認のほうもよろしく願いをし、町のほうも近くを通ったときはその辺を気をつけながら、お互いに事務局と、町の都市整備のほうも含めながら確認していきたいという風に思います。

他、何かございませんか。

ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した審議と報告は終わります。

午後2時09分 終了
